

## [ Cloud解析 クラウドソフトウェア利用サービス約款 ]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

### [1]サービスの概要

本サービスは、インターネット環境を通じたクラウド基盤上で稼動するソフトウェアの利用機能の提供(以下、「ソフトウェアサービス」という)およびソフトウェアサービスの利用に関するサポート(以下、「サポートサービス」という)ならびにそれらに対するオプションを一体として提供するサービスであり、その詳細は、以下に記載のとおりとします。

### [2]ソフトウェアサービス

- 1.ソフトウェアサービスとは、お客様がインターネット環境を通じJBCCまたは第三者の指定するクラウド基盤上のサーバーにアクセスすることにより、当該サーバーから提供されるサービスの対象となる特定のソフトウェア製品(以下、「対象ソフトウェア」という)の機能を、使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができるサービスをいいます。
- 2.対象ソフトウェアには、対象ソフトウェアに関連した文書ならびにJBCCまたは対象ソフトウェアに関するソフトウェア権利者によるソフトウェア更新等も含まれるものとします。

### [3]クラウド環境

- 1.お客様は、お客様のサービス利用環境からJBCCの指定するURLにアクセスしてクラウド基盤上で稼動させる方法によってのみ、ソフトウェアサービスを利用することができるものとします。
- 2.クラウド基盤およびサーバー等の当初仕様、提供容量ないし通信量の制限等については、本約款に別段の定めある場合を除き、次のURL(<http://store.orenocloud.tokyo/html/speclist.html>)に記載のとおりとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量、通信量等の変更をお客様が希望する場合は、別途JBCCに申入れの上所定の料金を支払うものとします。

### [4]ソフトウェアの使用許諾

JBCCはお客様に対し、お客様が本契約を遵守することを条件として、JBCCが自ら有する権限に基づき、サービス明細に定める対象ソフトウェアの機能をお客様が利用する非独占的権利を許諾します。本契約条項の他、アドオンやカスタマイズ等に伴うものを含め、対象ソフトウェア固有の詳細サービス内容ないし提供条件等については、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

### [5]ライセンス

- 1.対象ソフトウェアに許諾ライセンス数の制限があるときは、サービス明細にて定めるものとします。1ライセンスは当該ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとし、JBCCの書面による承諾なくして許諾を受けた1ライセンスを同時、異時を問わず、複数人で利用することはできません。
- 2.お客様がライセンス数を増加しようとするときは、別途お客様JBCC間でJBCC所定の方法をもって合意することにより、本契約に追加することができるものとします。

### [6]ソフトウェアサービス利用可能時間帯

クラウド基盤の利用時間が制限されている場合は、ソフトウェアサービスの利用可能日、利用可能時間帯は、当該利用時間に従うものとします。

### [7]サポートサービス

サポートサービスとは、お客様がソフトウェアサービスをより有効に利用するために利用可能な次の内容のサービスをいいます。

#### ・バージョンアップサービス

対象ソフトウェアに関し以下のアップデート版がリリースされた場合、JBCCの判断により対象ソフトウェアを最新版に更新するものとします。なお、対象ソフトウェアにより、JBCCがお客様に対しメール等の方法で予めリリース情報の提供を行うものについては、お客様は自らの責任と判断により、アップデートの時期を決定するものとし、お客様がアップデートしないことにより生じた対象ソフトウェアの不具合についてはJBCCは責任を負わないものとします。

- ①機能強化に伴う更新情報
- ②更新プログラム
- ③リリース、バージョンアップ

### [8]サポートサービスの利用時間帯

ソフトウェアサービスが停止している間は、サポートサービスも提供されないことがあります。

### [9]利用期間

本サービスに利用期間の定めがあるときは、特則条項に記載のとおりとします。

### [10]オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

### [11]サービス料金

#### 1.初期費用

本サービスには初期費用が発生します。初期費用は、サービス開始に際し一括して請求されるものとします。

#### 2.利用料

(1)本サービスの利用料は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項

に記載のとおりとします。

(2)お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。

### 3.超過料金

本サービスにおいて、クラウド基盤およびサーバー等の当初仕様、提供容量ないし通信量の制限等を超える利用があったときは、お客様はJBCCからの請求に従い、超過料金を支払うものとします。この場合、お客様およびJBCCは、次月以降の契約内容を見直すものとします。

### 4.その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

## 特則条項

### [ クラウド基盤 ](AWS)

#### [12]クラウド基盤の指定

1.[3]に係るソフトウェアサービス所定のクラウド基盤とは、次のとおりとします。

(名称) Amazon Web Services (以下、「AWS」という)

(クラウド事業者) Amazon Web Services, Inc.

2.クラウド事業者所定の利用規約は、次のURLに定めるとおりとします。

(利用規約) <http://aws.amazon.com/jp/legal/> 「各種規約・法務関連」※2016年1月1日現在

### [ 契約期間 ]

#### [13]契約期間

本サービス(RDSサービスを除く)の利用期間は1年間とし、契約期間終了の1ヶ月前までに契約当事者のいずれかが利用終了の意思表示をしない限り契約期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### [ サポートオプション ]

#### [14]サポートオプション

1.サービス明細にて選択した場合、オプションとして以下のサポートが提供されます。

・Q&Aサービス(メール)

①JBCCは対象ソフトウェアに関する操作・運用に関するお客様の予め特定された者(管理者)からの問合せに対応します。お問合せフォームについては、JBCCの指定によるものとします。

②問合せ先は次のURL ([http://support.orenocloud.tokyo/qa\\_form.html](http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html))に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途JBCCよりお客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。

2.サポートサービス実施の必要が生じたことが対象ソフトウェア以外のソフトウェア、機器等に起因しあるいはお客様または第三者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、お客様は、JBCCからの請求に従い、JBCC所定の基準に基づく料金ないし費用を支払うものとします。

#### [15]Q&Aサービスの利用時間帯

1.Q&Aサービスに基づくJBCCの回答は、次のURL ([http://support.orenocloud.tokyo/qa\\_form.html](http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html))に記載の時間帯において提供されるものとします。

2.ソフトウェアサービスが停止している間は、Q&Aサービスも提供されないことがあります。

#### [16]Q&Aサービスの提供条件

1.IDおよびパスワード管理

(1)ソフトウェアサービスは、IDおよびパスワード管理を行ったうえでのみ利用できるものとします。

(2)お客様における利用者が相当数となる場合において、JBCCがその判断によりお客様に対し管理用IDの付与を許諾するときは、サービス明細にて定めるものとします。

2.Q&Aサービスの利用は、次の各号の事項が条件となります。

(1)Q&Aサービスは、ソフトウェアサービスの対象ソフトウェアに対してのみ提供されます。

(2)Q&Aサービスの利用にあたっては、JBCCより付与されたお客様番号が必要となります。また、IDをお知らせいただく場合があります。

(3)Q&Aサービスは、1IDごとに、ご登録された1名のみ利用可能とします。なお、当該IDには、お客様における利用者が相当数となる場合に、共通契約条項の定めに基づきJBCCの判断によりお客様に対し付与した管理者用IDに基づき内部管理用に発行されたIDは含まれないものとします。

(4)お客様は、サービス利用状況を管理するとともに利用申し込みもしくは利用条件の変更などにおいて、JBCCとの窓口となる者をあらかじめ定めるものとします。その変更が生じた場合、お客様はJBCCに対し速やかに通知するものとします。

(5)Q&Aサービスにおけるお問合せ並びに回答は全て日本語でなされるものとし、それ以外の言語でのお問合せについては、JBCCは対応義務を負わないものとします。

(6)Q&Aサービスは、お客様に対する支援を目的としたサービスであり、サービスの内容に誤りのないこと、お客様の特定の使用目的を満たすこと、およびサービスの結果を保証するものではありません。

#### [17]Q&Aサービスの適用除外

Q&Aサービスには以下の各号に関するサポートは含まれません。

(1)対象ソフトウェア以外の他のプログラム、ソフトウェアもしくは機器等に関する事項、またはそれらとの組合せに起因する事項。

(2)ソフトウェア権利者によるサポート期間が終了した対象ソフトウェアに関する事項。

(3)通信回線の障害等JBCCの責によらざる事由により対象ソフトウェアの稼働に支障がある場合。

(4)稼働環境および稼働環境に接続または連動されたコンピューターおよびソフトウェア等に起因する事由により対象ソフトウェアに生じた支障。

- (5)対象ソフトウェアのアドオンやカスタマイズ等に関する操作、運用に関するお問合せ対応および情報提供、ならびにトレーニング、カスタマイズ、インテグレーションの提供。
- (6)対象ソフトウェア所定の使用環境・使用方法以外の環境で使用または利用をした場合、ならびにソフトウェアサービスにおいて認められた使用許諾の範囲を超えた使用または利用をした場合。
- (7)JBCC以外の者による複製、改変、翻案、補修・改訂等がされた対象ソフトウェアに関する事項。
- (8)業務、システム構築、開発に関連する事項。
- (9)コーディング等、プログラムを追跡調査が必要となる事項。
- (10)オンサイトサポートまたはリモートアクセスが必要なトラブル対応。(但し、JBCCがリモートアクセスでの支援を希望した場合を除く)
- (11)ハードウェア障害や導入に関するトラブル対応。
- (12)クラウド環境において対象ソフトウェアを利用するために別途契約したサービスに関する問合せ対応および情報提供。

[ CLOUD 解析に関する特則 ]

[18] Tableau 条項

本サービスの対象ソフトウェアは、米国 Tableau Software, Inc. (以下、「Tableau」といいます。)との契約に基づき JBCC が提供するものです。Tableau ソフトウェアの利用に関しては、以下の「Tableau 条項」が本契約に定めるすべての条項に優先するものとします。

1.定義

「認定ユーザー」とは、目的の如何を問わず、対象ソフトウェアの機能をインストール及び／又は使用することについてライセンス・キーでお客様から適切に許可された、お客様の各従業員又は契約事業者をいい、ある時点において当該プログラムを実際に利用しているか否かを問わないものとします。デスクトップ・ソフトウェア及びユーザーベース・サーバー・ソフトウェア(共に以下で定義する)のために、各認定ユーザーは、独自に対象ソフトウェアのユーザーとして識別されなければならないものとします。認定ユーザーに許諾されたライセンスは、時間の経過とともに他の一意に識別される個人に再び割り当てられることも可能ですが、1つのライセンスを複数の認定ユーザーで共有しているとみなされるほど頻繁に再割り当てを行ってはならないものとします。  
「請負業者」とは、本契約に関連しお客様のためにサービスを提供する独立した第三者をいいます。

2.限定的なライセンス

本契約の条件に基づき、JBCC は、お客様に対し、サービス明細にて定める期間、適用あるユーザー文書に従い専ら許諾使用のためだけに、専ら JBCC 製品の一部であるオブジェクトコードのフォームにて対象ソフトウェアを使用する、譲渡禁止、再許諾禁止の非独占的なライセンスを許諾します。お客様は、請負業者に対し、この本契約に従って対象ソフトウェアを使用することを許可することができます。但し、その場合お客様は当該請負業者の作為及び不作為について、自己の作為又は不作為と同様に責任を負わなければならないものとします。

3.ライセンスの範囲及び制限

対象ソフトウェア

対象ソフトウェアを使用するため、お客様は、ライセンス・キーを用いてそのコピーを起動及び／又は登録しなければならないものとします。

3.1 Tableau デスクトップ (プロフェッショナル及びパーソナル) (「デスクトップ・ソフトウェア」)

各デスクトップ・ソフトウェアについては、お客様は、ライセンス・キーを用いて、各認定ユーザーのために、一台目のコンピューターにデスクトップ・ソフトウェアの一つ目のコピーを、また、二台目の持運び用又は家庭用コンピューターに二つ目のコピーを、インストールすることができるものとします。

3.2 Tableau サーバー (「サーバー・ソフトウェア」)

サーバー・ソフトウェアのライセンスがユーザーベースと指定された場合、当該サーバー・ソフトウェアを使用できる認定ユーザーは、サービス明細に記載のライセンスの数を超えてはならないものとします。「ユーザーベース」サーバー・ソフトウェアのライセンスは、Tableau のドキュメンテーションにおいて、「ウェブ・クライアント」サーバー・ライセンス又は「インタラクティブ」サーバー・ライセンスと表記されるものとします。

3.3 非実稼働環境

お客様は、サーバー・ソフトウェアを、ユーザー文書にて定められた技術環境内並びにプラットフォーム及び構成上において、専ら対象ソフトウェアに関する内部開発及び試験又はバックアップのためにのみ、使用することができるものとします(「非実稼働環境」)。お客様による非実稼働環境下での対象ソフトウェアのコピーのインストール、起動又は使用は、上記の認定ユーザーと同じ数及び／又は許可されたコアの数に制限されるものとします。お客様による非実稼働環境下でのサーバー・ソフトウェアの使用は、お客様による対象ソフトウェアの使用と同時に進行されるものであり、当該使用は、お客様が対象ソフトウェアの許可されたライセンスを有することが必要条件となります。お客様は、2つのみ非実稼働環境を有する権利があります。

3.4 実稼働環境

サーバー・ソフトウェアに関連して、お客様による対象ソフトウェアの視覚化された情報の作成、共有、視認、修正のための使用は「実稼働環境」での使用とみなされ、お客様は、この契約のもとで購入した各サーバー・ソフトウェアのライセンスにおいて1つの実稼働環境を得る権利を有するものとします。お客様による実稼働環境下でのサーバー・ソフトウェアの使用は、一つの実稼働環境がお客様のインボイス上又は購入時に特定された全てのコアを使い切るかもしれないという事実にかかわらず、一つの実稼働環境を許可するものとします。

3.5 記録保存用のコピー

お客様は、記録保存の目的で合理的な数の対象ソフトウェアのコピーを作成する権利を有するものとします。

3.6 ライセンスの制限

お客様は、以下を行ってはならない(かつ、第三者が行うことを許可してはならない)ものとします。

- (a)対象ソフトウェア又は第三者コードの逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバース・エンジニアリングを行うこと、(適用のある法律が禁止又は制限するリバース・エンジニアリング禁止規制によって許容されるもの、又は、適用のあるオープンソース・ソフトウェアのライセンスにより許諾されたものについては、その限度で除く)
- (b)対象ソフトウェア又は第三者コードをスタンドアロンで、又はタイムシェアリング、ホスティング、サービス・プロバイダー又はこれらに類する目的のために、配布、販売、再許諾、貸与、リース又は使用すること
- (c)対象ソフトウェア又は第三者コードに含まれる製品識別情報、財産権、著作権、商標、サービスマーク、その他の表示を取り除くこと
- (d)オープンソースソフトウェアライセンスにより許可された範囲を除き、対象ソフトウェア若しくは第三者コードの一部を改変し、対象ソフトウェア若しくは第三者コードの一部の派生品を創作し、又は対象ソフトウェア若しくは第三者コードを他のソフトウェアに組み込むこと

4.権利所有

本条に反する定めがあったとしても、お客様に明示的に提供された限定的なライセンスの権利を除き、Tableau 及びそのライセンサーは、対象ソフトウェア、第三者コード及びそれらの全てのコピー、改良品及び派生品(お客様のアイデア、フィードバック又は提案を組み込んだ変更を含む)について、全ての権利、権原及び利益(特許権、著作権、商標、営業秘密に係る権利、その他知的財産権を含むがこれらに限らない)を現在有し、また将来も有するものとします。お客様は、対象ソフトウェア及び第三者コードの限定的なライセンスの権利を取得していること及び「購入」、「販売」、又はこれらに類する用語の使用に関係なく、本契約に基づいて所有権がお客様に譲渡されるものではないことを認識しているものとします。

#### 5. 秘密保持

お客様は、対象ソフトウェア又は Tableau に関連する情報(コード、技術、ノウハウ、アイデア、アルゴリズム、試験手続、構造、インターフェイス、仕様、ドキュメンテーション、バグ、プログラム・レポート、分析及びパフォーマンスに関する情報、並びに、その他の技術上、ビジネス上の製品及びデータを含むがこれらに限らない) (「秘密情報」)を取得することがあることを認識しているものとします。お客様は、秘密情報を第三者に開示してはならず、本契約に基づいてライセンスされた対象ソフトウェアの使用以外の目的で秘密情報を使用してはならないものとします。

#### 6. 保証免責

JBCC から提供された保証を除き、対象ソフトウェア(第三者コードを含むがこれに限らない)は、現状有姿で提供されるものとし、かつ、Tableau は、いかなる人又は事業体に対しても対象ソフトウェアに関する保証をせず、全ての黙示の保証(権利、非侵害、商品の市場性、又は特定の目的への合致の保証を含むがこれらに限らない)から免責されるものとします。

#### 7. 損害及び救済手段の限定

Tableau は、契約、不法行為、厳格責任、その他のいかなる法的又は衡平上の理論によるかを問わず、対象ソフトウェアに関し、間接損害、偶発損害、特別損害又は結果損害について責任を負わないものとします。本契約上これと矛盾する定めがあったとしても、Tableau のお客様に対する全ての責任(契約、不法行為、保証違反、侵害その他に起因して又は関連して生じた損害又は責任を含むがこれらに限らない)は、いかなる場合であっても、対象ソフトウェアに関してお客様により支払われた報酬の額を超えないものとします。Tableau は、データの損傷若しくは不正確性、代替品若しくは代替サービスの取得費用、システムのダウン時間、営業権、利益又はその他の営業上の損害について、法的根拠にかかわらず、Tableau が当該損害の可能性について知らされていた場合であっても、責任を負わないものとします。

#### 8. 輸出遵守

お客様は、対象ソフトウェアがアメリカ合衆国の輸出管理並びに経済制裁に関する法律、規制及び要求、並びに外国政府の輸入に関する法律、規制及び命令に従うものであることを認識しているものとします。お客様は、対象ソフトウェアのいかなる部分にあっても、アメリカ合衆国又はその他の国の輸出入に関する法律、規制、又は外国当局の要求の違反する形で、輸出、再輸出又は再譲渡の許可をしてはならず、また、第三者がこれらを行うことを許可してはならず、核兵器、化学兵器若しくは生物兵器又はミサイル技術の設計又は開発あるいはテロ活動のために使用してはならないものとします。

#### 9. 政府による利用

アメリカ合衆国政府による利用に関し、対象ソフトウェアは、商業用コンピューター・ソフトウェアであり、全て私人の費用で開発されたものとします。対象ソフトウェアは、本「Tableau 条項」における明示的な契約条項のもと、「制限付きの権利」として許諾されるものとします。

#### 10. 監査権限

Tableau の書面による要求により、お客様は、対象ソフトウェアの使用が本契約の条件をすべて順守していることを、署名した書面で証明しなければならず、デスクトップ及びユーザーベース・サービスのライセンスに関する認定ユーザーの最新リストを提供しなければならないものとします。事前の合理的な通知により、Tableau は、お客様が使用する対象ソフトウェアのコピー、ソフトウェアのモニタリング・システム、及び記録を監査することができるものとします。但し、その場合、当該監査は、通常の業務時間内に行われるものとします。当該調査又は監査の結果、本契約上許されない方法でお客様が対象ソフトウェアをインストールし、これにアクセスし、又はアクセスを許可していることが明らかになった場合、お客様は、Tableau が本契約及び適用される法律に基づいて請求する権利がある費用、損害及び罰則について責任を負うものとします。

#### 11. 受益者たる第三者

お客様は、Tableau が対象ソフトウェアについて実質的な利益を有するものであって、Tableau は、本契約における第三者の利益を得る者であることを承諾するものとします。その結果、Tableau は、本契約の条件の強制のため、お客様に対する訴訟(差止訴訟を含む)を提起する権利を有するものとします。

#### 12. 第三者コード

対象ソフトウェアは、第三者からライセンスされた構成要素(「第三者コード」)(「オープンソース」ソフトウェアのライセンス(「オープンソース・ソフトウェア」)の条件に従った構成要素を含む)を含むか、その構成要素とともに提供される可能性があります。オープン・ソース・ソフトウェアは、ドキュメンテーションか、又はお客様の書面による要求によりお客様に提供されるオープンソース・ソフトウェアのリストにて特定されるものとします。

オープンソース・ソフトウェアを伴うライセンスにより要求される範囲で、当該ライセンスの条件は、当該オープンソース・ソフトウェアに関し、ソースコードへのアクセス、改良又はリバース・エンジニアリングに関する規定を含むがこれに限られず、本契約の条件の代わりに適用されるものとします。

#### 13. 終了及び存続

本契約は、お客様による重大な義務違反があったときは解約されるものとします。当該解約(又は本契約上のライセンス期間の満了)により、お客様は、直ちに対象ソフトウェアの使用を停止し、そのシステムから対象ソフトウェアを取り除かなければならないものとします。ライセンスの制限、所有者、秘密保持、補償免責、損害及び救済手段の限定及び受益者たる第三者に関する条項は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。